(別表2-1)清光園短期入所生活介護　料金表(1割負担)

2026(R8)年8月1日更新

単位(円)

■１日の利用料金の目安(※印のサービス費及び加算、食費、居住費の合計額)

		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
利用者負担段階	第４段階	4,486	4,566	4,653	4,737	4,817
	第３段階②	3,705	3,785	3,872	3,956	4,036
	第３段階①	3,275	3,355	3,442	3,526	3,606
	第２段階	2,355	2,435	2,522	2,606	2,686
	第１段階	2,055	2,135	2,222	2,306	2,386

■短期入所生活介護費 ※ ～要介護度に応じて基本サービス費を算定。

① 要介護1　704　要介護2　772　要介護3　847　要介護4　918　要介護5　987

■加算

②	夜勤職員配置加算 ※	18	夜勤職員の配置等について、一定の基準を満たしている場合に加算。
③	サービス提供体制強化加算Ⅲ ※	6	職員の配置について、一定の基準を満たしている場合に加算。
④	看護体制加算Ⅱ ※	8	看護職員の配置状況に応じて加算。
⑤	機能訓練体制加算 ※	12	機能訓練指導員の配置状況に応じて加算。
⑥	送迎加算（１回）	184	送迎を行なった場合に加算。
⑦	療養食加算（1食）	8	医師から食事箋を処方された場合のみ加算。
⑧	若年性認知症利用者受入加算	120	65歳未満の方が利用した場合のみ加算。
⑨	短期生活認知症緊急対応加算	200	認知症の行動・心理症状が認められるため、医師の判断により緊急に利用した場合に加算(7日間限度)。
⑩	緊急短期入所受入加算	90	計画されていない緊急的な利用の場合に加算(7日間限度/やむを得ない事情がある場合は14日間)。
⑪	看取り連携体制加算	64	死亡日及び死亡日以前30日以下について、７日を限度に加算。
⑫	口腔連携強化加算（月）	50	一定の要件を満たしている場合に加算。
⑬	生産性向上推進体制加算Ⅰ（月）	100	一定の要件を満たしている場合に加算。
⑭	生産性向上推進体制加算Ⅱ（月）	10	一定の要件を満たしている場合に加算。
⑮	介護職員等処遇改善加算Ⅱ ※	17.6%	１月当たりの総単位数の17.6%が加算。

■食費 ※ ～利用中に提供される食事にかかる費用。

⑱	第４段階	1,545
	第３段階②	1,360
	第３段階①	1,030
	第２段階	600
	第１段階	300

食費内訳

朝食	445
昼食	560
夕食	540

■居住費 ※ ～利用中に使用する居室にかかる費用。

⑲	第４段階	2,066
	第３段階②	1,470
	第３段階①	1,370
	第２段階	880
	第１段階	880

■その他

⑳ テレビ使用料　30　利用中に居室にテレビを設置する場合の料金です。

■減算～一定の要件を満たさない場合に減算。

㉑	夜勤職員配置減算	①×97%
㉒	入所定員超過減算又は人員基準欠如減算	①×70%
㉓	ユニットケア体制未整備減算	①×97%
㉔	身体拘束廃止未実施減算	①×－1%
㉕	高齢者虐待防止措置未実施減算	①×－1%
㉖	業務継続計画未策定減算	①×－1%

㉗	長期利用者に対する減算（31日目～60日目）		-30
㉘	61日目以降の基本サービス費	要介護1	674
	※㉗㉘は自費利用日を除く。	要介護2	742
		要介護3	817
		要介護4	888
		要介護5	957

(別表2-4)清光園短期入所生活介護(予防)　料金表(1割負担)

2026(R8)年6月1日更新

単位(円)

■１日の利用料金の目安(※印のサービス費及び加算、食費、居住費の合計額)

		要支援1	要支援2
利用者負担段階	第４段階	4,251	4,400
	第３段階②	3,470	3,619
	第３段階①	3,040	3,189
	第２段階	2,120	2,269
	第１段階	1,820	1,969

■短期入所生活介護費 ※ ～要介護度に応じて基本サービス費を算定。

① 要支援1　529　要支援2　656

■加算

②	サービス提供体制強化加算Ⅲ ※	6	職員の配置について、一定の基準を満たしている場合に加算。
③	機能訓練体制加算 ※	12	機能訓練指導員の配置状況に応じて加算。
④	送迎加算（１回）	184	送迎を行なった場合に加算。
⑤	療養食加算（1食）	8	医師から食事箋を処方された場合のみ加算。
⑥	若年性認知症利用者受入加算	120	65歳未満の方が利用した場合のみ加算。
⑦	短期生活認知症緊急対応加算	200	認知症の行動・心理症状が認められるため、医師の判断により緊急に利用した場合に加算(7日間限度)。
⑧	口腔連携強化加算（月）	50	一定の要件を満たしている場合に加算。
⑨	生産性向上推進体制加算Ⅰ（月）	100	一定の要件を満たしている場合に加算。
⑩	生産性向上推進体制加算Ⅱ（月）	10	一定の要件を満たしている場合に加算。
⑪	介護職員等処遇改善加算Ⅰ ※	17.6%	１月当たりの総単位数の17.6%が加算。

■食費 ※ ～利用中に提供される食事にかかる費用。

⑭	第４段階	1,545
	第３段階②	1,360
	第３段階①	1,030
	第２段階	600
	第１段階	300

食費内訳

朝食	445
昼食	560
夕食	540

■居住費 ※ ～利用中に使用する居室にかかる費用。

⑮	第４段階	2,066
	第３段階②	1,470
	第３段階①	1,370
	第２段階	880
	第１段階	880

■その他

⑯ テレビ使用料　30　利用中に居室にテレビを設置する場合の料金です。

■減算～一定の要件を満たさない場合に減算。

⑰	夜勤職員配置減算	①×97%
⑱	入所定員超過減算又は人員基準欠如減算	①×70%
⑲	ユニットケア体制未整備減算	①×97%
⑳	身体拘束廃止未実施減算	①×－1%
㉑	高齢者虐待防止措置未実施減算	①×－1%
㉒	業務継続計画未策定減算	①×－1%

㉓	31日目以降の基本サービス費	要支援1	503
	※㉗は自費利用日を除く。	要支援2	623